

三次市教育委員会議案第 4 1 号

三次市教育委員会組織規則等の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成 2 4 年 1 月 2 5 日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会組織規則等の一部を改正する規則（案）

（三次市教育委員会組織規則の一部改正）

第 1 条 三次市教育委員会組織規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 5 号）
の一部を次のように改正する。

第 4 条の表を次のように改める。

課名	係名
社会教育課	教育総務係
	文化スポーツ係
学校教育課	学校教育係
	施設係
	教育指導係

第 5 条の表を次のように改める。

課名	係名	分掌事務
社会教育課	教育総務係	(1) 教育委員会の会議に関する事。 (2) 条例，規則，訓令の制定又は改廃に関する事。 (3) 教育目的のための基本財産及び積立金に関する事。 (4) 公告式に関する事。 (5) 陳情・請願に関する事。 (6) 公印の看守に関する事。 (7) 文書の收受及び保管に関する事

		と。 (8) 寄附に関する事。 (9) 奨学金に関する事。 (10) 教育政策に関する事。 (11) 社会教育の推進に関する事。 (12) 社会教育委員に関する事。 (13) 社会教育，社会体育及び芸術・文化施設に関する事。 (14) 危機管理に関する事。 (15) 教育委員会の評価に関する事。 (16) 事務局・課の庶務に関する事。
	文化スポーツ係	(1) 体育団体の育成指導に関する事。 (2) レクリエーションに関する事。 (3) 生涯スポーツの推進に関する事。 (4) 競技スポーツの推進に関する事。 (5) スポーツ推進委員に関する事。 (6) 芸術・文化活動に関する事。 (7) 芸術・文化団体の育成指導に関する事。 (8) 文化財の保護に関する事。 (9) 文化財保護委員会に関する事。 (10) 図書館に関する事。 (11) スポーツ推進・文化振興事業検討委員会に関する事。
学校教育課	学校教育係	(1) 児童生徒の就学に関する事。 (2) 通学区域に関する事。 (3) 就学援助，就学奨励に関する事。 (4) 学校保健及び健康教育に関する事。 (5) 教職員の手当等に関する事。 (6) 学校配分予算の管理に関する事。 (7) 教科用図書に関する事。 (8) 学校事務共同処理に関する事。 (9) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事。 (10) 学校給食調理業務に関する事。 (11) 課の庶務に関する事。
	施設係	(1) 教育財産の取得及び管理に関する事。 (2) 学校その他教育施設の営繕及び保守に関する事。 (3) 学校等の備品の管理に関する事。

教育指導係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員の人事，給与及び福利厚生に関する事。 (2) 教職員（市費支弁の者）の任免に関する事。 (3) 教職員のサービスの監督に関する事。 (4) 教職員の労働安全衛生に関する事。 (5) 学級編制に関する事。 (6) 教育課程に関する事。 (7) 教科等の指導に関する事。 (8) 教職員の研修に関する事。 (9) 学校経営指導に関する事。 (10) 特別支援教育に関する事。
-------	---

（三次市教育長の職務代理者を定める規則の一部改正）

第2条 三次市教育長の職務代理者を定める規則(平成16年三次市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「，教育企画課長」を「，社会教育課長」に改める。

（三次市教育委員会公印規則の一部改正）

第3条 三次市教育委員会公印規則(平成16年三次市教育委員会規則第11号)の一部を次のように改める。

第4条中「，教育企画課」を「，社会教育課」に改める。

第5条及び第6条中「教育企画課長」を「社会教育課長」に改める。

第7条中「教育企画課」を「社会教育課」に改める。

第9条及び第10条中「，教育企画課長」を「，社会教育課長」に改める。

第12条第2項中「教育企画課長」を「社会教育課長」に、「及び総務部秘書広報課長」を「及び地域振興部企画調整課長」に改め，同条第3項中「教育企画課長」を「社会教育課長」に改める。

附 則

この規則は，平成24年4月1日から施行する。